

副本

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

第1事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

準備書面(3)
(求釈明等に対する回答)

令和6年9月6日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人	田	中	隆	士
	市	原	麻	衣
	鈴	木	吉	憲
	杉	山	勇	一
	守	田	可奈	子
	富	永	健	嗣

原		
加茂野		
松下	美	
伊丹	俊	
松井	晶	
保坂	啓	
奥寺	一	
橋本	和	
杉田	和	
柳澤	泰	
仲地	太	
林	花	
水本	圭	
河北	浩	
渭原	祥	



被告は、本準備書面において、令和6年7月16日の進行協議期日における裁判所からの釈明(以下、同進行協議調書記載の釈明事項のうち、「1」記載の事項を「釈明事項1」といい、「2」記載の事項を「釈明事項2」という。)に回答するとともに(後記第1)、原告らの同月23日付け求釈明書(以下「原告ら求釈明書」という。)記載の求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する(後記第2)。

なお、略語は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 裁判所からの釈明に対する回答

1 釈明事項1 前段について

第1事件不開示部分1及び2の「への説明資料」の後ろの各不開示部分には、説明を受ける者を表す記載はされていない。

2 釈明事項1 後段について

被告準備書面(I)(64ページ)のとおり、第1事件不開示部分1及び2(各①から③までは、いずれも令和2年改選に係る意思決定過程において政府内での説明に用いられた資料により説明を受けた者が記載されている部分であるところ(甲A66ないし68)、第1事件不開示部分1及び2は、「説明を受ける者を示す記載」「への説明資料」が並んでいる。被告準備書面(I)(66及び67ページ)のとおり、当該部分は、内閣府大臣官房長において、一体的な1個の不開示情報と判断して各原処分(各変更決定前の本件処分7及び本件処分8)を行ったものであるが、これらの処分に対して審査請求がされ、インカメラ審理を経た情報審査会において、「への説明資料」部分を特に明示して開示すべきとの答申を受けたことから、内閣総理大臣(裁判庁)において、情報審査会の役割及び地位に鑑み、当該答申を尊重して各原処分を取り消す旨の裁決をしたのであって(答申につき甲A38、裁決につき甲A46)、その余の部分については情報審査会の答申においても情報公開法5条6号二の不開示情報該当性が

認められていることからしても(甲A38・113ページ。被告準備書面(1)・67ページ)、これらは一定のまとまりを持った独立した一体的な情報であるといえる。

3 釈明事項2について

第2事件不開示部分②が含まれる甲B第16号証は、甲A第57号証(変更決定後は甲A第67号証)と同一の文書の抜粋であり、甲B第16号証の右上の不開示部分には、第1事件不開示部分1②及び2②と同様に、説明を受ける者が記載されている。「への説明資料」の後ろの不開示部分の記載については、前記1のとおりである。

第2 原告ら求釈明書記載の各求釈明事項に対する回答等

1 原告ら求釈明書1①について

「不存在を理由として不開示決定がされた処分」(第1回口頭弁論調書)、すなわち、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30について、保有していない理由がいずれも物理的不存在であること、具体的には、作成又は取得がされていないことは、被告準備書面(1)(71ないし91ページ)及び被告の令和6年7月9日付け準備書面(2)(以下、「被告準備書面(2)」という。)(35ないし45ページ)で主張したとおりである。すなわち、被告は、第1事件各開示請求を受けた時点で同請求に係る文書について、第2事件各開示請求を受けた時点で同請求に係る文書について、それぞれ、執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールの探索を行ったが、「不存在を理由として不開示決定がされた処分」に係る文書については、前記探索を行っても、開示請求の対象文書に該当する文書の存在が確認されなかったことから、これらは物理的不存在であると主張するものである。

なお、原告らは、第1事件各開示請求に係る文書又は第2事件各開示請求に

係る文書を被告が保有していることの根拠として、「公文書管理法4条および内閣官房行政文書管理規則6条等によれば、上記相談・報告について杉田副長官は文書作成の義務を負っている。」(原告ら求釈明書2ページ)と主張するが、本件において、原告らが指摘する各規定から、いかなる理由によって、原告ら主張に係る文書作成が義務付けられるのか明らかでない。

2 原告ら求釈明書1②について

「不存在を理由として不開示決定がされた処分」(第1回口頭弁論調書)、すなわち、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30について、保有していない理由がいずれも物理的不存在であること、具体的には、作成又は取得がされていないことは、前記1で述べたとおりである。

なお、原告らは、第1事件各開示請求に係る文書又は第2事件各開示請求に係る文書を被告が保有していることの根拠として、「公文書管理法4条および内閣府本府行政文書管理規則11条・内閣官房行政文書管理規則6条等によれば、内閣総理大臣は上記判断をするにあたり、その「経緯も含めた意思決定に至る過程」を検証することができるような文書を作成する義務を負っている。」(原告ら求釈明書2ページ)と主張するが、本件において、原告らが指摘する各規定から、いかなる理由によって、原告ら主張に係る文書作成が義務付けられるのか明らかでない。

3 原告ら求釈明書1③について

既に述べたとおり、内閣官房は、会員任命事務及び会員推薦事務を所掌しておらず、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、本件総合調整事務に関与していない(被告準備書面(1)・71ないし73ページ、被告準備書面(2)・37ページ等)。

したがって、内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、会員任命事務及び会員推薦事務に関する文書を取得すべき立場にないのであって、内閣総

務官、内閣官房副長官補及び内閣情報官は、第1事件各開示請求に係る文書及び第2事件各開示請求に係る文書のいずれも取得していない。

なお、原告らは、第1事件各開示請求に係る文書について、「被告は、内閣官房において、(中略)説明資料等を、「仮に」取得することがあったとしても、同文書が保存されていることはない」と主張するが(括弧内略)、「仮に」ではなく、実際に取得した事実があったのか、なかったのかの事実関係を明確に主張されたい。」(原告ら求釈明書2ページ)とするが、被告が、被告準備書面(Ⅰ)(74ないし76ページ)において、第1事件各開示請求に係る文書を仮に取得した場合の説明を行ったのは、前記のとおり、内閣官房、すなわち内閣総務官及び内閣官房副長官補において、第1事件各開示請求に係る文書を取得した事実は確認されていないものの、仮に、同文書を取得した場合であっても、保存期間を1年未満とすることができる文書の類型のうち、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」に該当するものについては、遅滞なく廃棄する取扱いとしており、かつ、その経緯に関する記録を残すことは求められておらず、第1事件各開示請求時点において、各開示対象文書を保有していた事実はないことから、念のため、かかる取扱いを説明したものである。

4 原告ら求釈明書1④について

内閣官房文書管理規則(乙A2)11条3項において、「文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第7条第9項各号に掲げる文書に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第7項、第8項及び第10項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。」(傍点は引用者)としており、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(乙A13)において、「一内閣官房が保有する行政文書ファイル等のうち、保存期間が1年未満のものについては、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を保存期間の起

算日とし、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。」、「二 文書管理者は、規則(引用者注：内閣官房文書管理規則)第11条第3項の規定により行政文書ファイル等を廃棄する場合、別紙様式により当該行政文書ファイル等の類型並びに廃棄日若しくは期間を記録するものと」するとしている。

以上のとおり、内閣官房文書管理規則11条3項は、同規則7条9項各号に掲げる文書を対象から除外しているところ、仮に、内閣官房が第1事件各開示請求に係る文書を取得した場合、当該文書は同規則7条9項1号の「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」に該当することとなり、同号によって廃棄する場合は、同規則11条3項に該当せず、当該文書には「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(乙A13)の「二」は適用されないから、行政文書の廃棄について、経緯に関する記録を残すことは求められない。

5 原告ら求釈明書1⑤について

前記1ないし3のとおりである。

6 原告ら求釈明書2について

(1) ①について

内閣官房行政文書ファイル取扱内規である「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」を乙A第13号証として提出する。

(2) ②について

内閣府において、上記と同種の内規は存在しない。

7 原告ら求釈明書3について

(1) ①について

「内閣官房及び内閣府において、情報開示に係る権限のうち何が誰に委任されているのか」及び本件各処分当時の委任の根拠規定については、被告準

備書面(1)(44ないし46ページ)及び被告準備書面(2)(20ないし23ページ)で述べたとおりである。

すなわち、情報公開法3条、17条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令15条1項、平成13年3月23日付け「内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件」(乙A6)により、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務(なお、行政文書の開示義務を定める同法4条は、同法第2章に含まれる。)については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣総務官室の所掌に係るものは内閣総務官に、内閣官房副長官補の所掌に係るものは内閣官房副長官補に、それぞれ委任されるなどしている。また、情報公開法3条、17条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令15条1項、平成16年4月1日付け内閣府告示第117号(乙A7)により、内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣府大臣官房の所掌に係るものは大臣官房長に、日本学術会議事務局の所掌に係るものは日本学術会議事務局長に、それぞれ委任されるなどしている。(以上につき、被告準備書面(1)・44ないし46ページ)

次に、行政機関個人情報保護法12条、46条、令和3年政令第292号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令26条1項、平成17年3月15日付け「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第46条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌

に係る権限又は事務の一部について委任した件」(乙B3)により、内閣官房の保有する個人情報の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る行政機関個人情報保護法第4章第1節から第3節に定める権限又は事務(なお、保有個人情報の開示義務を定める同法14条は、同法第4章第1節に含まれる。)については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣総務官室の所掌に係るものは内閣総務官に、内閣官房副長官補の所掌に係るものは内閣官房副長官補に、内閣情報調査室の所掌に係るものは内閣情報官に、それぞれ委任されるなどしている。また、行政機関個人情報保護法12条、46条、令和3年政令第292号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令26条1項、平成17年3月29日付け内閣府告示第31号(乙B4)により、内閣府本府の保有する個人情報の開示に係る権限又は事務のうち、内閣総理大臣の所掌に係る行政機関個人情報保護法第4章第1節から第3節に定める権限又は事務については、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、内閣府大臣官房の所掌に係るものは大臣官房長に、日本学術会議事務局の所掌に係るものは日本学術会議事務局長に、それぞれ委任されるなどしている。(以上につき、被告準備書面(2)・20ないし23ページ)

以上についてまとめると、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除く情報開示に関する権限は、別添1のとおり、内閣官房の所掌に関する事項は、内閣官房における情報開示に関する権限の委任に関する規定(乙A6、乙B3)により、左欄記載の各部局の所掌に係るものが右欄記載の委任先に、別添2のとおり、内閣府の所掌に関する事項は、内閣府における情報開示に関する権限の委任に関する規定(乙A7、乙B4)により、左欄記載の各部局の所掌に係るものが右欄

記載の委任先に、それぞれ委任されている(以下、乙A 6及び7、乙B 3及び4の各委任規定をまとめて「本件各委任規定」という。)

(2) ②及び③について

原告らが、原告ら求釈明書3②及び③で摘示する内閣総理大臣や内閣官房副長官が作成・取得した場合についても、行政文書の情報開示に係る権限の所在は、前記(1)のとおりである。すなわち、情報公開法3条は、開示請求権について「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(括弧内略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と、同法4条1項は、開示請求の手続について「前条の規定による開示の請求(括弧内略)は、(中略)開示請求書(中略)を行政機関の長に提出しなければならない。」と、同法5条1項は、行政文書の開示義務について「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とそれぞれ規定しており、内閣官房又は内閣府の保有する行政文書の開示については、本来、その長たる内閣総理大臣が行うこととなるはずであるが、上記各行政文書については、いずれも、責任の明確化・事務効率の向上の観点から、情報開示に係る権限・事務を各部局の長に委任しており、別添1、2のとおり、委任先の詳細は、本件各委任規定によって定められており、内閣官房又は内閣府の保有する行政文書の開示請求を行う場合、その宛先には、開示請求に係る行政文書を保有する部局に応じて、別添1、2の委任先欄に記載された部局の長の名称を記載することとなっている。そして、内閣官房又は内閣府が保有する行政文書は、内閣官房又は内閣府のいずれかの部局が保有するものであることから、内閣官房又は内閣府の保有する行政文書の開示権限については、本件各委任規定が定める委任先のいずれかに委

任されている。

そのため、内閣官房、内閣府に属するいずれかの者が、公務の過程で取得・作成した行政文書については、当該行政文書を内閣官房、内閣府において保有する場合には、本件各委任規定によって、委任先となっている者が情報開示に関する権限を有することとなるのであって、原告ら求釈明書3②及び③で摘示されている内閣総理大臣、内閣官房副長官が作成・取得する文書についても、同様である。

また、文書の管理については、一般に、行政文書管理ガイドライン等に基づき、各行政機関の総括文書管理者の下、各職員が行うものであって(被告準備書面(1)・24ないし32ページ)、「文書の管理(中略)に係る権限」やその委任は観念されず、権限委任規定は存在しない。

以 上

別添1 内閣官房における情報開示に関する権限の委任に関する規定による委任先
(乙A 6 及び乙B 3 より抜粋)

部局名	委任先
内閣総務官室	内閣総務官
国家安全保障局	国家安全保障局長
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官
内閣サイバーセキュリティセンター	内閣サイバーセキュリティセンター長
内閣人事局	内閣人事局長の指名する人事政策統括官

別添2 内閣府における情報開示に関する権限の委任に関する規定による委任先
(乙A7及び乙B4より抜粋)

部局名	委任先
大臣官房	大臣官房長
賞勲局	賞勲局長
男女共同参画局	男女共同参画局長
沖縄振興局	沖縄振興局長
政策統括官(経済財政運営担当)	政策統括官(経済財政運営担当)
政策統括官(経済社会システム担当)	政策統括官(経済社会システム担当)
政策統括官(経済財政分析担当)	政策統括官(経済財政分析担当)
政策統括官(防災担当)	政策統括官(防災担当)
政策統括官(原子力防災担当)	政策統括官(原子力防災担当)
政策統括官(沖縄政策担当)	政策統括官(沖縄政策担当)
政策統括官(政策調整担当)	政策統括官(政策調整担当)
独立公文書管理監	独立公文書管理監
食品安全委員会事務局	食品安全委員会事務局長
国会等移転審議会事務局	国会等移転審議会事務局長
公益認定等委員会事務局	公益認定等委員会事務局長
再就職等監視委員会事務局	再就職等監視委員会事務局長
消費者委員会事務局	消費者委員会事務局長
経済社会総合研究所	経済社会総合研究所長
迎賓館	迎賓館長
地方創生推進事務局	地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局長

科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局長
健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局長
宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局長
北方対策本部	北方対策本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部長
総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局長
国際平和協力本部事務局	国際平和協力本部事務局長
日本学術会議事務局	日本学術会議事務局長
官民人材交流センター	官民人材交流センター長